

平成24年5月30日
独立行政法人農林漁業信用基金

求償権回収業務の受託者の公募について（公示）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）では、求償権の回収業務の受託者を公募します。

1. 委託求償権の概要

（1）求償権の内容

基金が金融機関に代位弁済したことにより取得した求償権
（代位弁済先は木材・木製品製造業者が主体）

（2）委託求償権の規模

約18億円（約60債務者）

（3）委託求償権の所在

全国

2. 受託者数

1社

3. 委託業務の内容

- ・債務者・保証人に対する弁済交渉
- ・担保物件の処分
- ・求償金請求事件等法的措置
- ・その他、資料作成（債務者・保証人に関する報告書、担保調査等）等

4. 委託費（受託報酬）

原則として求償権回収額に対する一定割合を成功報酬とする。

（旅費、法的手段に伴う諸経費等の実費は別途支払うこととする。）

5. 受託資格要件等

- ・「債権管理回収業に関する特別措置法」により営業許可を得ている会社で、現に営業を行っている会社。
- ・特定金銭債権の回収受託業務実績がある会社。
- ・業務停止命令、一部業務停止命令を受けていない会社。
- ・個人情報保護に関し社内規程が整えられており、組織的・人的・技術的安全措置がとられている会社。
- ・回収交渉時に債務者等との面談交渉が可能な会社。
- ・回収交渉等に関し基金との協議が可能な会社。
- ・受託した求償権の回収業務を再委託しない会社。

6. 受託者の選考方法

一次選考（書類選考）及び二次選考（面談）による。

（1）一次選考書類の提出期日

平成24年6月12（火）午後5時までに基金必着

受託希望者は、応募・照会窓口（下記7）までお問合せの上、提出書類を確認のこと
一次選考の結果は、6月13日（水）に応募者に連絡

（2）二次選考（面談）実施日

平成24年6月20日（水）～6月21日（木）

面談時間は1社当たり1時間程度

二次選考結果は、二次選考実施後2週間以内に参加者に通知

7. 応募・照会窓口

〒101-8506

東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階

独立行政法人農林漁業信用基金

林業部管理課 担当：隅山（すやま）、石塚

TEL：（03）3294-5587

FAX：（03）3294-5595

照会時間 平日9時30分から12時、13時から17時30分まで

8. 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する

法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了解願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名
- ② 当信用基金との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）